

石綿に関連するかはわかりませんが、現在は肺気腫で身体障害者手帳を持ち、在宅酸素を使っています。そのため、特養老健の施設に長期に入れず苦労しています」。

「同僚が中皮腫で亡くなった際、労災申請に力を貸しました。手続きなどの問い合わせをしました。(現在は認知症のため、家族が代筆しました)」。

そして、書き込みの筆圧から、調査に寄せる期待を感じた。

「実態調査で被害を掘りおこしすることは、きわめて有意義だと思います。この調査によって隠されている実態が明らかになることを期待しています。関係機関の御苦労に深謝します」。

「このようなものは当然国鉄再生事業本部かJRが責任を持つて行うのがほんとうではないでしょうか。現実には皆高齢です。いま発病しなくてもあと何年生きられるか? 当局の怠慢に怒ります」。

最後に、報告書では、今後の救済・補償に向けての提言として以下の3つを上げている。

- ① 高齢化が進み、補償・救済は緊急かつ急務の課題であり、国労、鉄道工場の退職者の会が石綿専門医やアスベスト専門相談センターを活用する必要がある。
- ② アスベスト専門医の協力・支援を得て、健康相談・健康診断に取り組む必要がある。
- ③ (独)鉄道建設・運輸施設整備国鉄清算事業本部に対して、個別周知などの方法で石綿疾患の療養・休業・遺族

補償に向けて周知を徹底させていく必要がある。

①と②についてはすでに報告した(前月号)とおり、鉄道退職者の会浜松工場の退職者を対象に、講演会&相談会を実施している。③についてはこれからだが、国鉄清算事業本部だけでな

く、JRに対しても、健康管理手帳の事業主証明など石綿健康管理手帳による石綿の健康診断実施を拡大することに協力させていく必要があるだろう。



(神奈川労災職業病センター
西田隆重)

新証拠で審査請求逆転認定 大阪●インク製造労働者の中皮腫

中皮腫を発症し、労災申請を行ったが大阪・茨木労働基準監督署により不支給決定処分が下されたNさんの件。Nさんは大手インク製造会社に勤務し塗料製造に従事、退社後の2012年7月に悪性胸膜中皮腫を発症した。当初、原料のひとつであるタルクが原因かも、と相談に来られたのである。労災申請を行ったが、結果は不支給であった。その後Nさんの職歴を洗い直し、インク製造会社の子会社である印刷機会社での業務が原因ではないかと追及して審査請求を行い、認められたケースについて報告する。

●タルクが原因か?

「インターネットとかで検索すると1年、長くて3年と書いてますから、不安です」。茨木労基署へ労災申請に向かう道すがら、ふとNさんは漏らした。52歳、妻と子ども3人。中皮腫をかかえた身体。私は何も答えられず、うつむいた

ままで一緒に歩く。

Nさんが相談にやって来たのは2012年8月のことであった。その年の春ごろから咳き込むようになり、近所の病院では「手に負えないから」と県立病院に転院し、すぐに中皮腫と診断されて手術を受けた。

Nさんは1998年までの4年間、大手インク製造会社で塗料の製造に携わっていた。塗料の原料は顔料とよばれる鉱物であり、その中には粘着性を保つためにタルクが使用されていたのである。手術後、Nさんはタルクに石綿が混じっていることをインターネットで調べ、「もしかすると」と思い労災を疑うようになり、相談に来られたのである。

Nさんは、原料であるタルクについてM社から購入したものであることを覚えていた。この会社は2006年まで石綿が混在したタルクを製造しており、労働局から摘発を受けていた。Nさんは素手

で、しかもマスクなしに毎日このタルクを扱っていた。労災申請を手伝った私も、「このタルクで間違いない」と確信していた。

●基準以下の含有率

労災申請の相談を終え、Nさんと私は、かつてNさんが勤めていたインク工場へ向かった。労災申請のための事業主証明印をお願いするためである。守衛に事情を話すと、すぐに工場の総務担当者を取り次いで応接室に案内された。正直言ってこちらは門前払いを覚悟していたくらいで何の準備もなかったが、若い担当者はこちらの話を聞き、すぐに対応しますと応えてくれた。そしてもう一人、Nさんの同僚であるHさんにも引き合わせてくれた。Nさんがインク工場で勤務する前の子会社から一緒に、同じ仕事をずっとやってきた方である。二人は懐かしそうに握手していた。このHさんの証言が後の審査請求で逆転認定につながるとは、この段階では思いも浮かばなかった。

この工場はあと1か月で閉鎖されるという。Nさんは、「最後に来れてよかった」と呟く。最後だなんて…やはりうつむくしかなかった。会社の協力もあり、事業主証明印はすんなりともらえて申請を行った。が、総務担当者は「こちらとしてもできる限り調査してみたいのですが、当時のタルクに石綿が入っていないことが判明しています。これでは難しいのではないかと思います」と成分表をFAXしてくれた。アスベスト含有率が当時の基準である「0.1wt%以下」と

なっている。背中に冷たい汗が走った。

●「くれぐれも頼みます」

実はNさんは、インク製造に従事する前の15年間、子会社で印刷機械の据付業務を行っていた。大型印刷機の場合は石綿などのほこりが飛散する工場の屋根裏などに上り作業をしていたのである。申請に当たってはもちろん、自身の曝露経歴として「吹き付けアスベストのある倉庫や工場で作事をしていた」と記載し、期間としても通算すると1年以上ある、と提出していた。そのため、中皮腫であり、塗料にたとえ0.1wt%以内でも石綿が使用され、しかも、その前に建設業のような業務に従事していたので認められるのではないかと簡単に考えていたのである。

しかし、なかなか決定が下らない。やきもきしていた2013年春、苦しそうな声でNさんから「塗料のタルクでは認定が困難なので、子会社時代の曝露を話してくれる同僚のWさんの証言が必要だと労基署から言われた」と電話があった。すぐさまインク会社にWさんを探してもらい、労基署が聴取したものの、2013年5月24日、不支給処分が下された。

今後のことを相談するため、重い足取りで入院先の病院に向かう。Nさんの家族によれば、4月頃は何とか一緒に花見をしたものの、5月になって急激に悪化し再入院したのだという。

このとき安全センターでアドバイスを受けたことを要約すれば、「タ

ルクではまず認定が難しい。設置作業での曝露も、本当に石綿があったのかどうか証明が困難である。Nさんの仕事はメンテナンスが主だったから、印刷機に含まれていたのかどうか確認すべきだ」という内容であった。

このことを妻のS子さんを通じてNさんに伝え、病院へ向かったのである。Nさんはベッドから起き上がれない。思わず涙が出そうになる。紙とペンを求められた。震える手でNさんは機械の構造を書き、ひとつずつ説明してくれた。しかし、素人の悲しさ、機械がわからない。聞き取るのが精一杯であった。途方にくれる私にNさんは「くれぐれもお願いします」と。あとは娘さんの介抱を受けている姿しか覚えていない。

その数日後の2013年6月9日、Nさんは息を引き取った。

●「一番キツイ仕事をしていた」

2013年6月20日、審査請求。ここからが本番である。新たな資料を提出しなければならないからだ。復命書の開示請求では、個人情報部分は黒塗りされている。労基署が追加で聞き取ったWさんの聴取書もすべて真っ黒。そのため、忙しいWさんに頼み込み、Wさん自身の資料を開示請求してもらったのである。一方安全センターには、印刷機に石綿が使用されていたか否かを確認する作業をしてもらった。印刷機は外国製で、日本法人への照会である。こうして決め手の資料を欠いたまま年末を迎える。

ようやくあの閉鎖前の工場で

お会いしたHさんとの面談が、インク会社を通じて実現した。Hさんによれば、Nさんは一番キツイ仕事をしており、「大型の機械は持って帰れないから、その場で修理することがあった、印刷を止めるためのブレーキを制御する電子装置は故障が多く、Nさんの専門分野外であるものの、本社に電話で指示を仰ぎながら真っ黒になって機械の下に潜り込んで作業をしていた」と証言してくれたのである。

また、印刷機の心臓部である電気モーターはメンテナンスが必要なため、大型機械であるならば一旦取り外して代替モーターを取付けて会社に持ち帰り汚れを落とす作業をしていた。その接合部分にはパッキンが使用されており、Nさんらは3～4時間かけてこれをはがす作業をしていた。もちろんマスクなどしていない。パッキン部分に石綿が使用されていた可能性は十分考えられる。

その後、印刷機会社からも回答があった。そこには「当時の機械のブレーキパッドに石綿を使用していました」と記載されていたのである。モーターの汚れのなかに石綿が含まれていた可能性が高い。これらHさんの陳述書と印刷機会社の回答書を沿えて、新資料を提出できたのは1月30日のことであった。

無事に逆転認定を受けたのはさらに半年後の2014年8月。最初にNさんが相談に来られてから、実に2年の歳月が過ぎていた。

今回、自省も込めて言うが、認定の困難な申請の場合は徹底し

て調べるべきであることを痛感した。いや、当時も「それなりに」徹底していたつもりだったかもしれない。が、ありとあらゆる可能性を追求しなければ認定にはつながらない。詳述する暇はないが、調べるのが業務のはずの労基署の調査が今回もまたお座なりで

あった。つまり、申請する側が資料を徹底して揃えなければ認められないという現実が続く限り、この闘いは続く。労災の認定業務に携わる者として、いま一度気を引き締めなければならないと感じたのである。

(ひょうご労働安全衛生)



サムスンとの直接交渉が難航 韓国●「8人選別補償」だけ繰り返す

サムスン電子の職業病対策、結局補償だけを念頭に置いたのか会社側「8人選別補償」だけを繰り返す

パノリム、サムスン電子職業病被害者の証言記者会見「被害者164人中70人が死亡」

サムスン電子の職業病対策作りのための「半導体労働者の健康と人権を守る」パノリムとサムスン電子の交渉が、2か月目で膠着状態に陥った。サムスン電子が追加の謝罪や再発防止よりも、一部犠牲者の選別補償だけを念頭に置いた結果だと説明された。

サムスン電子とパノリムは7月30日に7時間の長時間交渉をしたのを含めて、5月28日から4回会って主な争点に関する交渉を行った。その結果は、核心争点である謝罪・補償・再発防止策について、両者の立場の違いを確認しただけだった。両者は8月13日に

再度会う予定だが、立場の差が余りにも大きく、交渉はしばらく空転するものと予想される。

◇謝罪・補償・再発防止策足踏み=この間の交渉でサムスン電子は、現在遺族が交渉に参加している故ファン・ユミさんなど被害者8人に対する補償を提示しただけで、再発防止策や追加の謝罪については、特別な案を出してこなかった。

補償範囲でもパノリムとの違いは大きい。パノリムは8人に対する補償のほかに、業務上災害と疑われて労災申請をした2人と、労災申請をできない被害者すべてを補償範囲に含ませなければならないという立場だ。

パノリムの関係者は「労災を申請した人たちは身元と業務履歴が明らかになっており、労災申請の過程で会社から懐柔・脅迫を受けたので、迅速な補償が必要だ」と話した。

パノリムは労災申請をしなかつ